

## 平成21年度決算に基づく財政健全化・経営健全化審査意見書の手引

市長は、毎年度4つの健全化判断指標を、監査委員の意見をつけて、議会に報告し、合わせて市民に指標の公表をしなければなりません。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項)

### ◆財政健全化審査で審査を行なう4つの指標（健全化判断比率）について

#### 実質赤字比率

普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。  
実質収支比率と、同じものです。

- \* 普通会計 地方財政全体の分析に用いられる統計上の会計であり、東かがわ市においては、一般会計・商品券事業特別会計のことです。
- \* 標準財政規模 自治体の経常的一般財源（標準税収入額+普通交付税+地方譲与税）のことです。

#### 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率  
言い換えると、全会計の赤字額から黒字額を引いた額を標準財政規模で、割った比率のことです。

- \* 全会計 東かがわ市においては、一般会計・特別会計・水道事業会計のことです。

#### 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率  
(比率は、一部事務組合等も含めて算出します。)  
言い換えると、全会計・一部事務組合等の借入金の返済額等に充当した市税等の一般財源を、標準財政規模で割った比率の3か年平均のことです。  
(平成19年度～平成21年度の平均値)

- \* 元利償還金 地方債などの借入金に係る返済金のこと。

- \* **準元利償還金**・満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還相当額。
  - ・公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金。
  - ・一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金。
  - ・債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの。
- \* **一部事務組合等** 東かがわ市においては、大川広域行政組合・東かがわ市外一市一町組合・香川県東部清掃施設組合・香川県市町総合事務組合・香川県後期高齢者医療広域連合のことであります。

比率が下記の値を超えると？

- 18%以上** 地方債の発行が「許可制」となり、県に「公債費負担適正化計画」の提出が求められる。
- 25%以上** 一般単独事業債と公共用地先行取得事業債の起債が制限される。
- 35%以上** 一般公共事業債にも制限がかけられる。

#### 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(将来負担すべき負債には、地方公社・第3セクター等を含めて考える。)

つまり、全会計、一部事務組合等、地方公社、第3セクター等、市が抱えているすべての負債のうち、一般財源で負担しなければならない額を、標準財政規模で割った比率のことです。

- \* **地方公社・第3セクター等** 東かがわ市においては、土地開発公社・(株)ソルトレイクひけた・(財)東かがわ市スポーツ財団のことであります。

#### 早期健全化基準

指標が1つでもこの基準を超えると、当該年度の末日までに「**財政健全化計画**」を作成しなければならない。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条第1項)

その際、4つの指標がすべて最短で基準を下回るような計画をたてることとなっています。

その計画を定める時に市長は監査委員に監査の要求をしなければならない。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第26条)

「財政健全化計画」は、議会の承認が必要となります。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第5条第1項)

承認後、市民に公表するとともに、県知事に報告しなければなりません。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第5条第2項)

国は、市の財政の早期健全化が、著しく困難と認められた時は、必要な勧告を行なう。

### 財政再生基準

指標が1つでもこの基準を超えると、当該年度の末日までに「**財政再生計画**」を作らなくてはなりません。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第8条第1項)

その計画を定める時に市長は監査委員に監査の要求をしなければならない。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第26条)

「財政再生計画」は、議会の承認が必要となります。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第9条第1項)

承認後、市民に公表するとともに、県知事に報告しなければなりません。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第9条第2項)

国は、市の財政の運営が計画に適合しない、と認められる場合等においては、必要な措置を勧告できる。

公営企業を経営する市長は、毎年度、資金不足比率を、監査委員の意見をつけて、議会上に報告し、合わせて市民に比率の公表をしなければなりません。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項)

### ◆経営健全化審査で審査を行なう指標（比率）について

#### 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率

\* **公営企業会計** 東かがわ市においては、下水道事業会計・農業集落排水事業会計・水道事業会計のことです。

## 経営健全化基準

### 経営健全化基準（20%）を超えるとは？

当該年度の末日までに「経営健全化計画」を作成しなければなりません。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項）

必要な最小限度の期間内に、経営健全化基準未滿とすることを、目標とする計画でなければならない。

その計画を定める時に市長は監査委員に監査の要求をしなければならない。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第26条）

「経営健全化計画」は、議会の承認が必要となります。

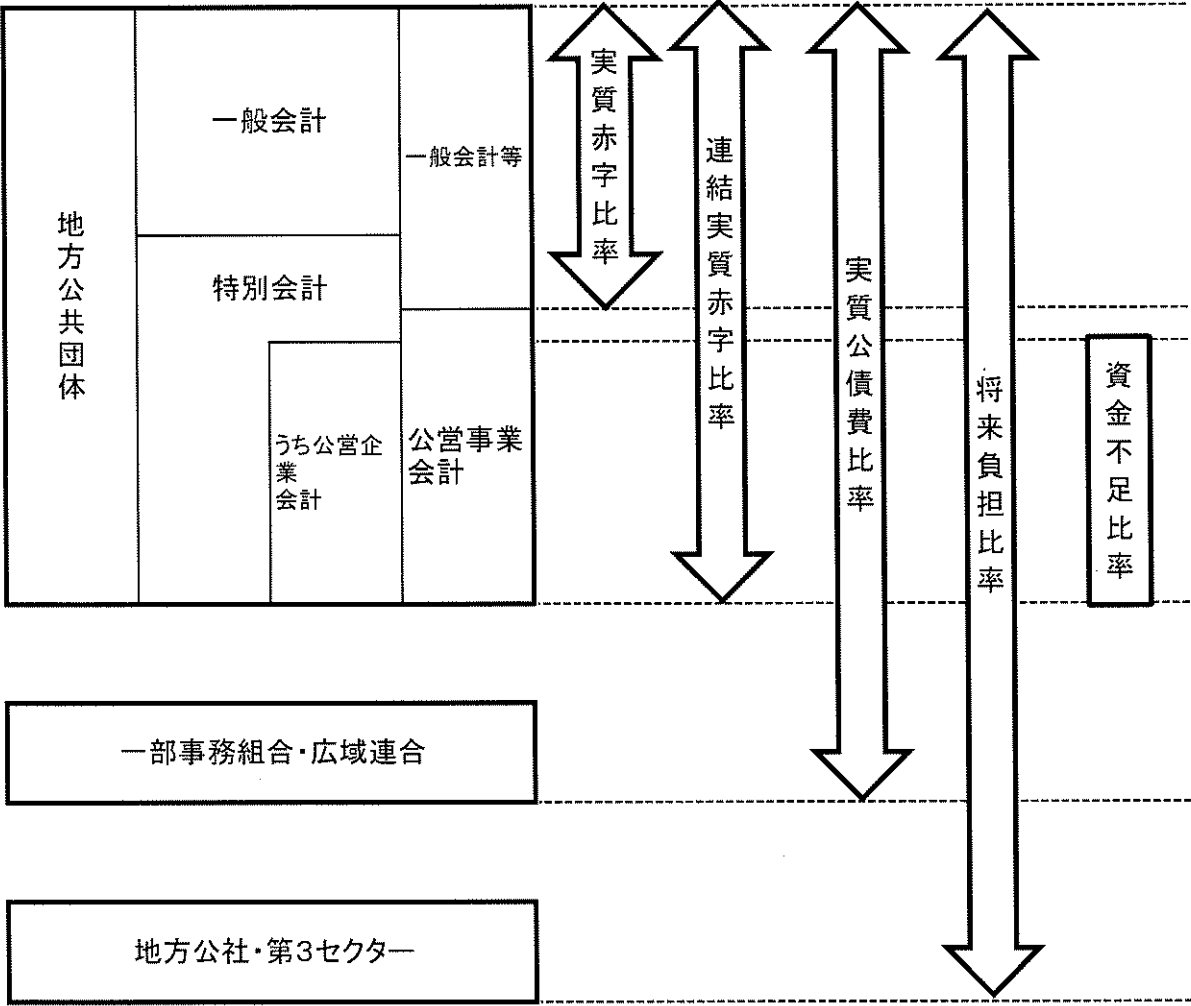
（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第9条第1項）

承認後、市民に公表するとともに、県知事に報告しなければなりません。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第9条第2項）

国は、市の経営健全化が計画に適合しない、と認められる場合等においては、必要な措置を勧告できる。

健全化判断比率・資金不足比率の対象について



◎ 資金不足比率については、各公営企業ごとに算定。